

平成29年度

比謝川行政事務組合ニライ消防本部職員採用候補者選定試験実施要綱

(1) 職種 採用人員 及び受験 資格	採用	区分	資 格			
	消防職 (若干名)	初級 A	① 学 歴 学校教育法による高等学校又は短期大学の卒業生若しくは同等の学歴を有する者（平成30年3月卒業見込者を含む。） ② 年 齢 平成4年4月2日以後出生した者 ※上級の受験資格を有する者は、初級を受験できない。			
		上級 B	① 学 歴 学校教育法による4年生大学卒業生又は同等の学歴を有する者（平成30年3月卒業見込者を含む。） ② 年 齢 平成4年4月2日以後出生した者			
全区分 共通	① 住所要件 平成29年6月30日現在嘉手納町、北谷町及び読谷村に住所を有し、居住している者又は嘉手納町、北谷町及び読谷村に本籍を有する者、若しくは学業等の事由により一時的に住所を他に移転している者 ② 資格免許 普通自動車第一種運転免許取得者（平成30年3月末、免許取得可能者を含む。） ただし採用後、自費により大型自動車第一種運転免許の取得を条件とする。					
(2) 欠格事項	次のいずれかに該当する者は、受験できない。 ①日本国籍を有しない者 ②地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当する者					
(3) 試 験	一次	一般教養試験及び消防適性検査（A）を行う。				
	二次	一次試験の合格者について体力試験を行う。 種目（上体起こし、握力、立位体前屈、時間往復走、立三段跳、懸垂（男性）、斜め懸垂（女性）、1500m走）				
	三次	二次試験の合格者について口述試験を行う。				
(4) 日時及び 場 所 等	区分	試 験 日 時	試験場所	合格発表の日時	合格発表の方法	そ の 他
	一次 試験	平成29年9月17日（日） 受付 午前9時00分から 午前9時45分まで 開始 午前10時	ニライ消防本部 2階講堂他	平成29年 10月6日（金） 午後2時	嘉手納消防署 北谷消防署 読谷消防署 の掲示場及び ニライ消防本 部ホームペー ジへ掲示する。	○試験場所は、受験者数決定後8月18日（金）に各消防署掲示場及びニライ消防本部ホームページへ掲示する。 ○一次試験合格者は二次試験を行う。
	二次 試験	平成29年10月15日（日） 受付 午前9時00分から 午前9時30分まで 開始 午前10時	北谷町 陸上競技場	平成29年 10月20日（金） 午後2時		○運動着、運動靴の準備 ○二次試験合格者は三次試験を行う。
三次 試験	平成29年11月11日（土） 受付 午前9時00分から 午前9時30分まで 開始 午前10時	ニライ消防本部 2階会議室	平成29年 11月22日（水） 午後2時	○三次試験は口述試験を行う。 ○受付及び開始時間については、受験者数の状況により午前の部と午後の部に分けて行う。		
(5) 受付期間 場 所 等	願書配布 配布場所 受付期間 受付場所	平成29年7月18日（火）～平成29年8月4日（金）午前9時～午後5時 ニライ消防本部（嘉手納消防署・北谷消防署・読谷消防署） 平成29年7月31日（月）～平成29年8月4日（金）午前9時～午後5時（昼食時間を除く） 比謝川行政事務組合 ニライ消防本部2階 総務課				
(6) 申込方法	① 申込先 ② 申込方法	比謝川行政事務組合 ニライ消防本部 〒904-0202 沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良1220番地 Tel.098-956-9914 ア.申込先へ直接提出する。 イ.申込先へ郵送にて提出する。（平成29年8月4日消印有効） ※郵送による申込は、封筒の表面に「採用試験申込」と朱書し、必ず簡易書留とすること。				
(7) 提出書類	① 受験申込書（写真貼付） ※写真は最近3ヶ月以内に撮影した上半身のみの証明書用とする。 ② 受験票（62円切手を必ず貼付） ※受験票の送付先住所等を必ず記入すること。 ③ 住民票抄本（嘉手納町、北谷町及び読谷村に現住所を有しない場合は、本籍地記載のものがが必要です。） ④ 卒業等を証明する書類（卒業証書の写し又は卒業証明書、在学中の者は卒業見込証明書） ⑤ 資格・免許等の写し（受験申込書記載のもの。） ⑥ その他特に必要と認める書類	ニライ消防本部総務課及び各消防署備付けの用紙を使用すること。				
(8) 注意事項	台風等災害時には、試験実施日を延期する場合がありますので、ニライ消防本部のホームページ又は各消防署（嘉手納・北谷・読谷）の掲示場で確認すること。					
(9) 最終合格者の取扱	① 最終合格者は、採用候補者名簿に登載される。 ② 職員に欠員が生じ、採用の必要がある場合は、管理者が採用候補者名簿の中から採用者を決定する。 ③ 採用候補者名簿の有効期限は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。 ④ 平成30年3月31日までに資格、免許等の資格要件が満たせない場合は、採用しない。					